

那覇市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱

令和 8 年 3 月 27 日
こどもみらい部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 1 項に規定する乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は那覇市とする。

(対象となるこども)

第 3 条 事業の対象は、次の各号に定める要件を満たす者(以下「こども」という。)とする。

- (1) 那覇市に在住する 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業所に通っていないこども。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条の 15 の規程により乳児等通園給付認定を受けた支給対象小学校就学前こども。

(実施場所)

第 4 条 事業を実施する施設(以下「実施施設」という。)は、次表のとおりとする。

名称	所在地
那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番 10 号
那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志 3 丁目 14 番 12 号

(利用定員等)

第 5 条 利用定員は、実施施設の状況、職員の配置数を勘案し決定するものとする。

2 定期利用を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により利用者を決定するものとする。
3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、優先的に利用させることができる。

- (1) 対象となるこどもの保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項の規定により現に児童を扶養している者(以下「扶養義務者」という。)である場合。
- (2) 対象となるこどもの保護者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合。
- (3) 児童虐待のおそれがある又は対象となるこどもの保護者が、配偶者からの暴力等を

理由に市の区域内に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者である場合。

(4) 対象となる子ども若しくは対象となる子どもの保護者又はきょうだい児が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(その保護者が交付を受けているときは、本人)のうち、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が2級以上の者である場合。

(5) 対象となる子どものきょうだい児が事業を申込み場合若しくは、対象となる子どもの同居するきょうだい児が満5歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童である場合。

(6) 対象となる子どもの保護者の一方又は両方が、就労若しくは疾病を理由に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第1項第7号に規定する住所に関わらず、同居していない場合

(7) その他、市長が特に必要と認めた場合

4 柔軟利用については、先着で利用を決定するものとする。

(実施時間)

第6条 事業を実施する時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 通園時間は、前項で定めた時間の範囲内で、施設や利用する子どもの年齢ごとに決定するものとする。

(実施しない日)

第7条 次に掲げる日は、事業を実施しない日とする。

(1) 那覇市立子ども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第4条に規定する休日

(2) 土曜日

2 前項に定めるほか、利用する子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を停止することができるものとする。

(1) 感染症等の疾病を有するとき。

(2) 自然災害等その他臨時休園になったとき。

(利用時間)

第8条 子どもが利用できる時間は、1人につき月10時間以内とする。

(つうえんポータルを活用)

第9条 事業の実施に当たり、国が提供する「子ども誰でも通園制度」の全国における運営を円滑に行うためのつうえんポータル(総合支援システム)を活用し、予約管理等を行うものとする。

(面談)

第10条 乳児等通園支援の提供を開始するに当たり、こどもの保護者に対し、実施施設において健康状態の把握や成育歴、アレルギーの有無等について事前面談を行い、十分な調整をおこなった上で利用を開始する。

- 2 初回利用直後にこどもの状況等を保護者に伝達するため事後面談を行うものとする。
- 3 直近の利用から半年以上経過した後に利用する場合は、前2項の事前面談及び事後面談に準じて面談を行うものとする。
- 4 保護者支援面談として必要に応じ保護者の子育ての悩みや不安等、育児に関する相談を受け、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 5 前各項の規定による面談をしたときは、相談内容等について記録を残すこととする。

(実施内容)

第11条 事業の実施は、定期利用又は柔軟利用のいずれかの方法とし、年齢ごとに次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 専用室独立実施型

実施施設において事業を利用するこどもの専用室を設け、保育を行う方法とし、0歳6か月から3歳未満のこどもを対象とする。

(2) 在園児合同実施型

実施施設に通所する保育認定こどもと合同で保育を行う方法とし、満2歳以上のこどもを対象とする。ただし、状況に応じて0歳6か月から2歳未満のこどもを対象とすることができる。

(利用者負担額等)

第12条 市長は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「基準」という。)第12条第1項による、法定代理受領の支払いを受ける額のほか、乳児等通園支援事業を実施するために必要な経費の一部(以下「利用者負担額」という。)及び事業の利用に係る費用の実費相当額を保護者から徴収するものとする。

- 2 利用者負担額は、こども一人1時間当たり300円とする。

(減免)

第13条 利用するこども1人1時間につき当該保護者が負担する利用者負担額から減免する額は、特定乳児等通園支援に要する費用の額算定に関する基準(令和8年子ども家庭庁告示8号)第3条5項に規定する額とし、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、各号に定める額とする。

(1) 保護者が生活保護世帯300円

(2) 保護者が事業を利用する日の属する年度(事業を利用する日の属する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満の世帯(生活保護世帯を除く。)
200円

(3) 児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯(生活保護世帯を除く。)200円

(給食等)

第14条 給食は、原則、提供しないこととする。ただし、弁当またはおやつについては、保護者が持参できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、満2歳以上で、第10条第1項における事前面談において必要と判断した場合は、利用者負担にて給食を提供することができる。この場合において、給食1食あたりの利用者負担額は300円とする。

(予約の取り消し)

第15条 第9条のつうえんポータルにおいて保護者が予約した内容をキャンセルする場合は、別表に定めるとおりとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し、第9条の予約管理等その他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表(第15条関係)

キャンセル日	前日の場合	当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る 全額が発生
利用時間の増減	減算しない	予約時間分を減算

※1 キャンセル日とは、保護者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用予約が取り下げられたものとする。

※2 キャンセルの理由は問わないこととするが、事業実施者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等は行わないこととする。